

第 2006 回定例研究会報告要旨（1 月 31 日）

アメリカの次期農業法をめぐる状況 ——経営安定対策と環境対策を中心に——

吉井 邦恒

アメリカの現行の 2002 年農業法は、2007 年に失効することから、次期の農業法（以下「2007 年農業法」と呼ぶ。）の制定に向けての動きが活発化してきている。

1 アメリカ農業をめぐる状況

2007 年農業法を議論する上で最も重要な問題として認識されているのは連邦政府の財政事情である。2002 年農業法が議論されていた当時は、その後 10 年以上にわたって大幅な財政赤字が続くと予測されていた。しかしながら、実際には 2004 年度以降赤字に転落し、2005 年 8 月時点では今後 10 年間は財政赤字が継続すると予測されている。このような状況の中、2006 年度から 2010 年度までの 5 年間、各政策分野での歳出削減が決定され、農業分野でも直接支払いや保全プログラムを中心に約 30 億ドルがカットされることとなった。

一方、農家経済をみると、近年農業収入も堅調であり、価格低迷の対策が必要であった 2002 年農業法制定時に比べると状況はかなり改善してきている。

また、直接支払い、ローン不足払い、CCP（価格変動対応型支払い）等の政府支払いに対しては、農家戸数で全体の 9 % を占めるに過ぎない大規模農家層支払総額の 50 % 以上が支払われていることへの批判が高まってきている。

政府支払いについては、地価や地代の高騰をもたらしており、新規就農者の悪影響に与えるとともに、生産費の上昇によりアメリカ農業の国際競争力を低下させているのではないかと指摘がある。それに対して、地域経済に一定の効果を与えているという意見もある。

環境・保全プログラムに関する予算は 2002 年農業法において大幅に増額されたが、

その多くは、農地を農業生産から隔離する保全プログラムに当てられている。多くの農家・関係団体は保全プログラムを高く評価しているが、政策の効率性、有効性の観点等からきちんと評価を行うべきとの声もある。

2 2007 年農業法の論点

2007 年農業法では、2002 年農業法のように、農業予算を大幅に増額することは困難であると考えられている。その中で、直接支払いやローン不足払い等が大規模農家に偏った形で支払われていることについて是正を求める声が高まっている。一部には、生産に関連する支払いから EU のような環境保全に対する対価としての Green Payment への移行を主張する意見もある。ただし、環境に関するプログラムについては、単なる保全ではなく、農業生産を行いつつ環境を保全する営農活動への支払いを行うべきとの意見も出てきている。

2007 年農業法を考える上で重要な要素として、WTO 交渉があげられる。現在のスケジュールに基づき 2006 年内に交渉が妥結すれば、その結果が 2007 年農業法に盛り込まれることになる。その場合、ブラジルに提訴され、WTO 上級パネルで「直接支払いはウルグアイラウンド農業協定の緑の政策には当たらない」と認定されたことを踏まえ、仮に緑の政策の範囲が見直されることになれば、大きな影響が生ずると考えられている。特に、アメリカは現行の AMS のシーリングに対する「すき間」が小さくなっており、国内支持に対する規律が強まると、政府支払いの水準だけでなく、制度そのものの検討も必要になることが懸念されている。

いずれにせよ、国内的には財政問題、国際的には WTO 交渉という二つの大きな問題が、2007 年農業法の帰趨を決定するという点で大方の見方は一致しているようである。